

第9章
ノヴゴロド州メドヴェージ村
日本人捕虜収容所

100781137 佐藤友樹

1. ノブゴロド州メドヴェージ村

A) メドヴェージ村

a) 所在

古都ノヴゴロドの南西約50kmに位置

人口1000人余

b) 村の歴史

ア) 屯田兵村の1つ

1825年設置

皇帝アレクサンドル1世の命令

イ)日本人捕虜の収容所までの経緯

i)2000人の辺境の農民が招集

週に軍務3日と農業3日

屯田村は自給自足と法外な搾取

→騒動が頻発

1834年に屯田兵村制度廃止

ii) 営巢にツァーリ軍の部隊が配属

iii)露土戦争時にトルコ人捕虜収容所

iv)1904年に日本人捕虜収容所

ウ)現在

i)1965年に日本人6人の墓石が発掘

ii)独ソ戦争後

→日本人捕虜の資料を展示

活動の記録や写真

捕虜の私物等

2.日本人捕虜収容所

A) 捕虜

a)露国俘虜情報局の設置

1904年 陸軍省

日本人捕虜の法律上の原則を定義

→日本より設置の遅延と日本の認識の
遅延により情報通報の遅延



設置以前の日本人捕虜に規則が不適用

b)捕虜の移送

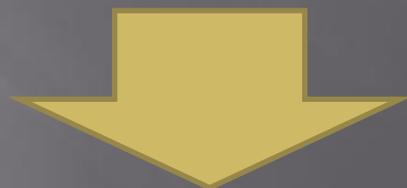
ア)最初の集結地点 ハルビン

ウラジオストック←海路で移送

ハルビン←鉄路 陸路



多くの捕虜は鉄道乗り場まで徒歩
途中 休養滞在→食糧提供が不十分



捕虜にとって過酷な環境

イ)第二集結地点 トムスク

チタ→イルクーツク→クラスノヤルク
と西へ シベリア鉄道

ウ)集合地点 ペンザ

訓令により設定 更に西へ
オムスク→チェリャービンスク→
サマーラ

モスクワ経由 メドヴェージ村

B)村での捕虜の生活

a)1904年10月4日～使用

管轄

スヴェルスキイ予備歩兵第199連隊

連隊長 スタンケーヴィッチ大佐

直轄監視 中佐以下衛兵60名

→運動時、物品購買時にも同行監視

b) 捕虜の生活

住居は2棟に分所

佐官・士官待遇の者は手当を支給

→ 飲食、衣服等日用品に使用

グループを作り調理や食材の購入

士官の世話 監督の委任

c) 部屋の待遇

ア) 備品

腰掛 棚 寝台 ← 共用

大型ランプ 飲用水入瓶 大型湯沸かし器

暗所で読書不能

トイレのみ

洗面所 中隊単位に一個

暖炉 各班に1,2個貸与

d) 支給品

衣服、食料 ← 配給の遅延 質のムラ

一日の食糧

→ 半白パン(最初は黒パン)三斤

角砂糖三個半

極少量の野菜のスープ

蕎麦飯



野菜不足による壊血病

e)趣味・環境

物品の制作 時計の鎖や楽器など
→演芸会や負傷者への慰問

後に散歩や野球、水泳などが黙認・許可

郵便事情は劣悪 配送の遅延
本や新聞の支給も少量

病室も併設 身体障害者 介助者が付与

3.死亡者の問題

A)捕虜の死亡

a)葬儀の内容

ア)葬儀の執行者

所属班の日本人責任者が主催

原所属部隊、近い関係の上級者が監督

1) 葬儀の準備

主催者が捕虜の中から僧侶を囑託

一般上級者、下級者に通知

墓標、造花その他の必要品の購入

他班に依頼し埋葬場祭壇等の準備

ウ)葬儀の執行

- i)死亡日の2日後の午前10時に出棺
- ii)上級者下級者規定の場所に整列
- iii)数人で寝棺を車上

棺は黒塗りで白布に死者の名を墨書

→鼓手は太鼓、歩兵捧銃の礼

iv)僧の読経、焼香、礼拝

v)儀杖兵3発の弔銃を発射で終了

カ)墓

同班の者が棺を埋葬し木製墓標を建立
その後碑を建立し木柵を設置

キ)香典

各中隊1人1カペイカ、同中隊3-8カペイカ

上級者は月手当の百分の一を贈与
→葬儀の費用に

残りは監督の上級者が保管し遺族へ
贈与

b)死亡者の特定

ア)村で抑留中に亡くなった日本人捕虜は19名
没年は1905年 6名の墓石を確認

イ)1908年に日本人遺骸送還式典

急遽遺体を発見、列車と船で搬送

ドイツのペテルブルクを経てハンブルグで火葬

日本へ搬送

ウ)死亡者の姓名の最終確定は困難

両国の資料の照合確認が必要

全収容者の人数確定にも不可欠な作業